

## V. 関連法令・諸計画

盛岡城跡に関連する法令及び諸計画については、一覧を表 19 にまとめた上で、その概要を後述した。

表 19 関連法令・諸計画一覧

項目	名称	所管等	備考	頁	
1. 各種法的規制	(1) 法令	①文化財保護法	文化庁	S12. 4. 12 より	99
		②都市計画法	国土交通省	S31. 5. 14 より	
		③都市公園法・都市公園法施行令	国土交通省	S31. 10. 15 より	
		④建築基準法・建築基準法施行令	国土交通省		
		⑤景観法・景観法施行令	国土交通省		
		⑥消防法	総務省		
		⑦鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省		100
(2) 条例	①盛岡市都市公園条例	市公園みどり課	条例第 11 号		
	②盛岡市屋外広告物条例	市景観政策推進事務局	条例第 68 号		
	③盛岡市景観条例	市景観政策推進事務局	条例第 13 号		
2. 関連する諸計画等	(1) 上位計画：盛岡市総合計画		企画調整課	期間：H17～H26 年度	103
	(2) 関連する諸計画	①盛岡市地域再生計画	企画調整課	認定：H16. 6, H17. 11	
		②盛岡市ブランド推進計画	ブランド推進課	期間：H17～H26 年度	
		③盛岡市歴史文化施設整備基本計画	歴史文化課	策定：H19. 1	
		④盛岡市地域防災計画	消防防災課	策定：H20. 2	104
		⑤都市再生整備計画	道路建設課他	期間：H20～H24 年度	
		⑥盛岡市中心市街地活性化計画	商工課	期間：H20～H24 年度	
		⑦盛岡市観光推進計画	観光課	期間：H20～H26 年度	
		⑧盛岡市景観計画	景観政策推進事務局	策定：H21. 3	105
		⑨お城を中心としたまちづくり計画	公園みどり課	策定：H21. 10	
		⑩盛岡市都市計画マスタープラン	都市計画課	改訂：H22. 3	
		⑪盛岡市緑の基本計画	公園みどり課	改訂：H22. 12	
		⑫盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画	歴史文化課	策定：H23. 3	
⑬盛岡市環境基本計画（第 2 次）	環境企画課	期間：H23～32 年度			

## 1. 各種法的規制

史跡盛岡城跡に関しては、以下のような法的規制がある。

### (1) 法令

#### ①文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）

文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日 政令第 267 号）

盛岡城跡は、史蹟名勝天然記念物保存法（以下「旧法」、大正 8 年（1919）制定）により、昭和 12 年（1937）4 月 12 日に国の史跡として指定されている。

昭和 25 年（1950）からは、旧法を廃止して制定された文化財保護法の規定により、建築物の建築、植栽の設置や除却等、史跡の現状変更にあたっては、文化庁長官の許可が必要となる。

#### ②都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）

都市計画法施行令（昭和 44 年 6 月 13 日 政令 158 号）

昭和 31 年（1956）5 月 14 日に岩手公園として都市計画決定された公園区域となっており、一部公園として未開設の範囲にあつては、建築物の建築等にあつては市長の許可が必要（都市計画法第 53 条による一定の建築制限が課される）。また、都市計画法第 8 条（地域地区）の区分により平成 8 年（1996）3 月 29 日に第一種住居区域に指定（改正前都市計画法では、昭和 25 年（1950）7 月 13 日に住居地域として指定）されており、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が加えられる。（101 頁第 34 図参照）

#### ③都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日 法律第 79 号）

都市公園法施行令（昭和 31 年 9 月 11 日 政令第 290 号）

史跡盛岡城跡は、昭和 31 年（1956）5 月 14 日に岩手公園として都市計画決定（9.7 ヘクタール）、同年 10 月 15 日に一般公園として開設（8.7 ヘクタール）されており、区域内における一定の行為が制約される。

なお、昭和 55 年には総合公園として種別変更をおこなっており、平成 9 年（1997）10 月 17 日には、周辺道路の都市計画決定に伴い、都市計画区域の変更（9.9 ヘクタール）が実施され、平成 17 年 3 月 31 日には開設面積の変更（9.2 ヘクタール）がなされている。

#### ④建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号）

建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日 政令第 338 号）

都市計画に定められている用途地域（第一種住居地域）、及び準防火区域（昭和 26 年（1951）9 月 29 日）に指定されていることから、建築物に対して用途制限、形態制限のほか、容積率、建ぺい率、内・外装の材料等について制限等が加えられる。

#### ⑤景観法（平成 16 年 12 月 17 日 法律第 110 号）

景観法施行令（平成 16 年 12 月 17 日 政令 398 号）

景観計画において、景観形成重点地域の歴史景観地域に位置付けられていることから、建築物の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、建築物の色彩及び建築設備に係る勧告基準等が定められている。

⑥消防法（昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号）

消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日 政令第 37 号）

当該地区は準防火区域であることから、建築物については用途により内・外装に一定の制限が発生するほか、消防用設備等の設置が義務づけられる。

⑦鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）

史跡地内の大半を含む地区が、岩手県の鳥獣保護地区（身近な鳥獣生息地）として 12 ヘクタールが指定されており、鳥獣の捕獲のほか保護繁殖に係る環境保全が必要な地区となっている。

（2）条例

①盛岡市都市公園条例（昭和 33 年条例第 11 号，全文改正昭和 52 年 3 月 29 日条例第 10 号）

史跡盛岡城跡については，昭和 31 年（1956）5 月 14 日に岩手公園として都市計画決定（9.7 ヘクタール），同年 10 月 15 日一般公園として開設（8.7 ヘクタール）され，区域内における一定の行為が制約されている。

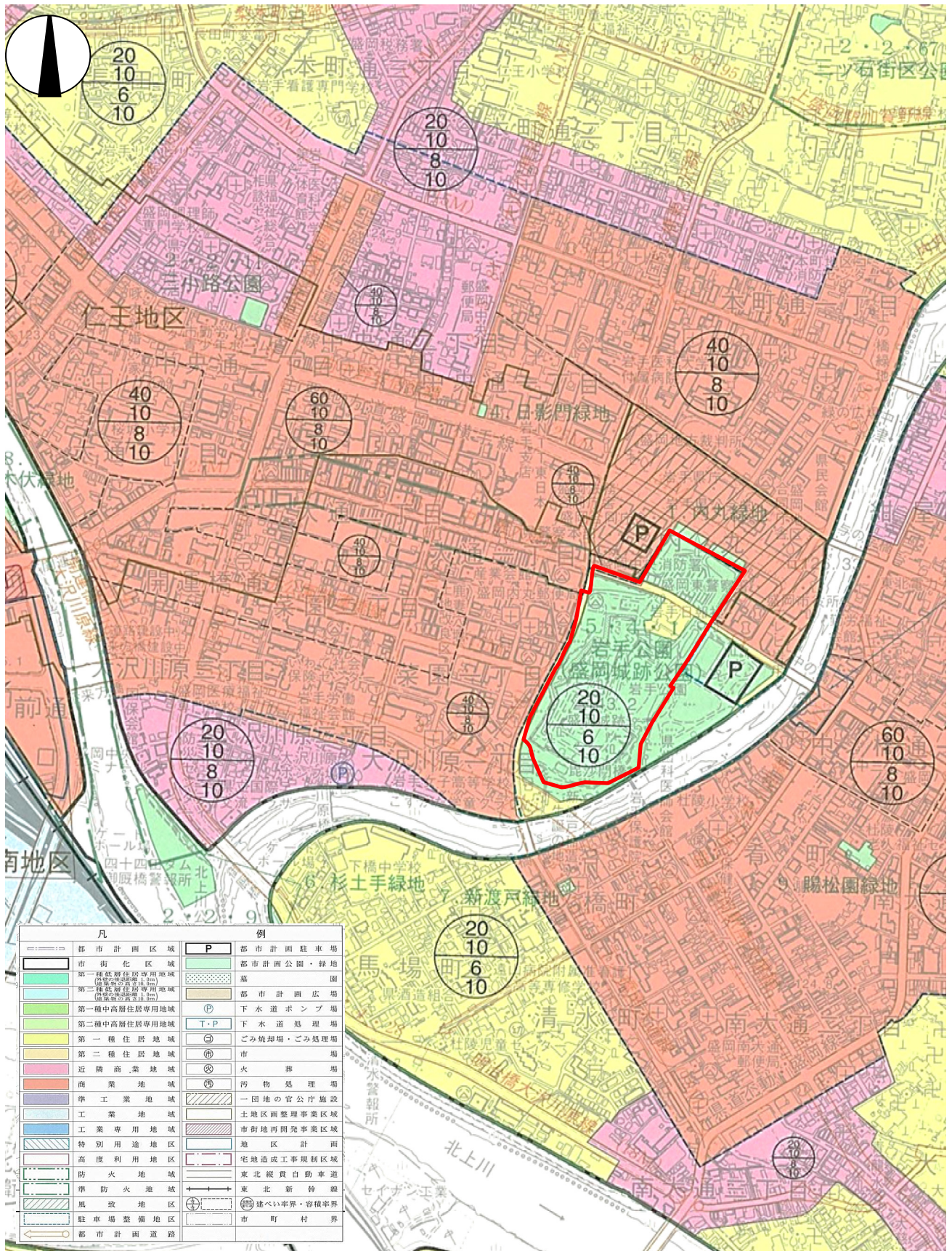
なお，昭和 55 年には総合公園として種別変更をおこなっており，平成 9 年（1997）10 月 17 日には，周辺道路の都市計画決定に伴い，都市計画区域の変更（9.9 ヘクタール）が実施され，平成 17 年 3 月 31 日には開設面積の変更（9.2 ヘクタール）がなされている。

②盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年 12 月 25 日条例第 68 号）

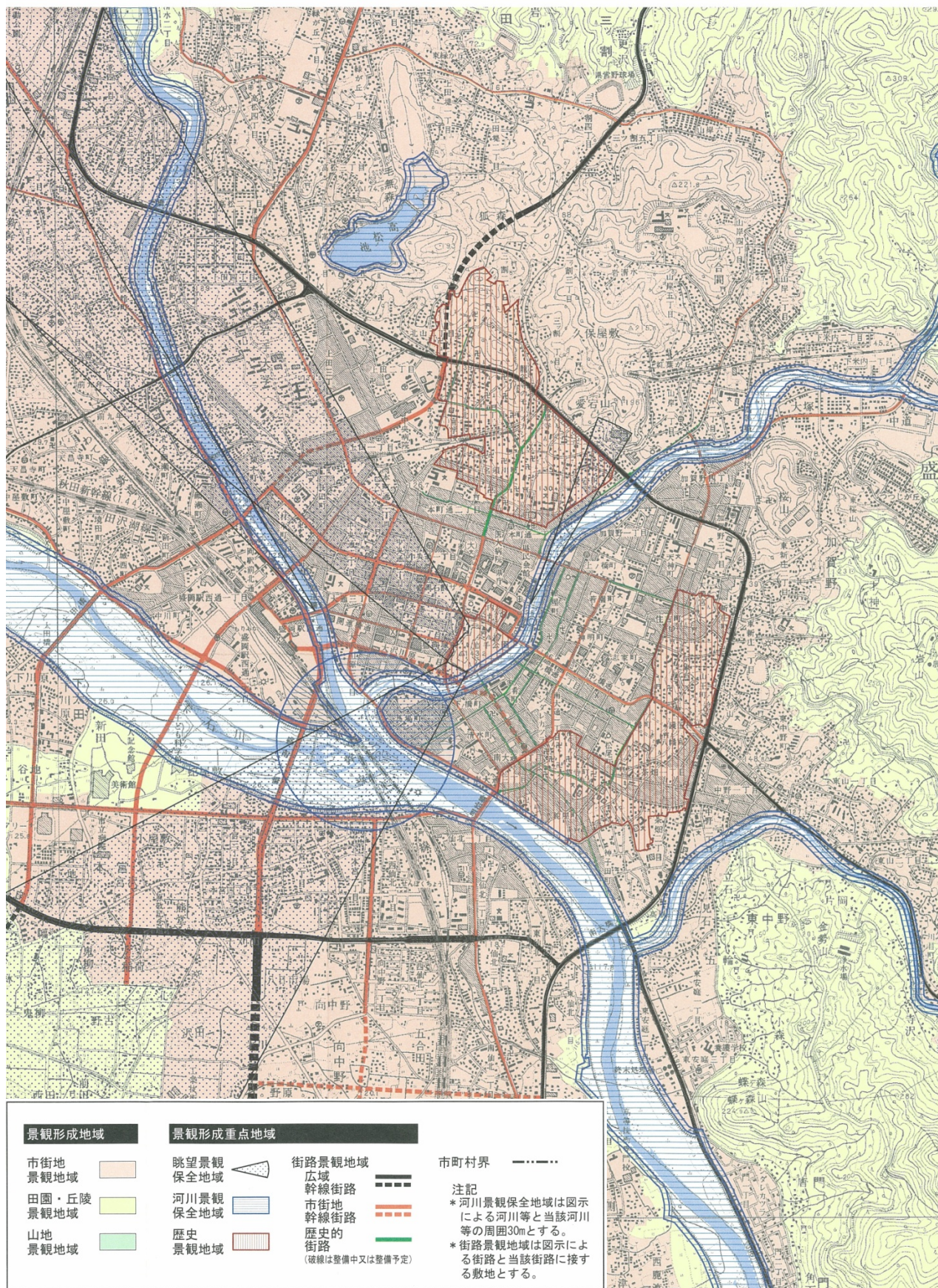
看板・各種サイン等の掲出及び設置に対して，良好な景観の形成，風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制となっている。

③盛岡市景観条例（平成 21 年 10 月 1 日条例第 13 号）

盛岡市がこれまで行ってきた景観政策の継承と充実を図り，盛岡固有の良好な景観を守り，創り，育て，次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため，景観計画の策定とともに，景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定めることを目的とした規制となっている。



第 34 図 都市計画図（平成 22 年 3 月現在）



第 35 図 盛岡城跡及び周辺の景観計画による位置付け

※盛岡市景観計画 (2009. 3) より転載

## 2. 関連する諸計画等

### (1) 上位計画

#### ○盛岡市総合計画（企画調整課 計画期間：平成17年度から平成26年度）

少子高齢・人口減少社会の到来、環境重視への価値観の変化、経済の高度成長から低成長への転換、国内にとどまらない地域間競争の進行及び産業構造の再構築の進展など社会経済の大きな変化を受けて、市も厳しい行財政環境に適応する行政経営の基盤づくりを進めている状況の中で、市民と行政が一体となってみずからの責任のもとにまちづくりに取り組むにあたり、その取るべき方向性を決定し、どのようなまちを目指していくのか、その姿を示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにするもので、本市の諸計画の最上位の計画である。

### (2) 関連する諸計画（策定年次順）

#### ①盛岡市地域再生計画（企画調整課 平成16年6月及び平成17年11月認定）

盛岡城跡を中心に中心市街地が高密度に形成された盛岡市の特性を生かし、市民やNPOとの協働を図りながら、「まちなか観光」「まちなか居住」を推進することにより、中心市街地における観光や商業の活性化と市民の都心居住回帰を図り、活力ある地域経済の再生に努め、「再び訪れたいまち」「住みやすいまち」という元気なまちを実現しようとするものである。

当計画では、中心市街地に存在する恵まれた歴史的・文化的資源や自然環境を活かし、交流人口の増加を図り、まちの活性化につなげようとするものである。

#### ②盛岡市ブランド推進計画（ブランド推進課 計画期間：平成17年度～平成26年度）

盛岡の自然風土・人情・まちなみ・芸術文化・特産品などにおける盛岡らしさ、盛岡の価値に着目し、「盛岡をおとずれたい」「盛岡で暮らしたい」「盛岡のものを使いたい、求めたい」など、盛岡を選んでいただける手がかりとしてブランドづくりをおこなう10年間の行動計画である。

盛岡城跡については、文化暮らし個別推進事業の「歴史・人材ブランド」に位置づけられ、東北一美しい石垣をもつ緑豊かな公園としての利活用がうたわれている。

#### ③盛岡市歴史文化施設整備基本計画（歴史文化施設開設準備室 平成19年1月策定）

平成23年度に開館を予定していた「もりおか歴史文化館」の運営にあたり、同施設を盛岡城跡と城下町（中心市街地）を屋外展示ととらえ、地域へと広がるミュージアムづくりや、個性的な活動展開を実施するうえでの基本的な考え方を示したものの。

歴史文化施設については、フィールドミュージアムの基点として相応しい環境整備を行うものとし、実感するきっかけとなる展示を通して、盛岡城跡や歴史的建造物、あるいはまちなみといった歴史文化資源などと一体となり、城めぐりや町歩きなど観光資源の活用と連動した展開を目指すものとしている。

#### ④盛岡市地域防災計画（消防防災課 平成20年2月策定）

災害対策基本法（昭和36年法律223号）の規定に基づき、盛岡市域に係る防災対策に関し防災上必要な業務の大綱等を定めたもので、史跡盛岡城跡については広域避難所に指定されており、有効面積67,622㎡に対し33,811人の収容可能人数を見込んでいる。

都市防災計画においては、災害時の避難場所の確保、火災の延焼防止並びに各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備が必要とされている。

#### ⑤都市再生整備計画（道路建設課ほか 計画期間：平成20年度～平成24年度）

都市の再生が必要な土地の区域において、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、都市再生特別措置法に基づいて計画を策定し、国からの補助金（まちづくり交付金）の交付を受け事業を推進することにより、都市の再生を図るものである。

本計画の5つの計画策定地区の中に盛岡城跡公園周辺地区が認定され、盛岡城跡公園を中心に歩いて楽しむ環境を創出し、人々が交流する賑わいのある市街地の形成の促進を目標とした整備が計画され、盛岡城跡公園周辺の回遊性の向上及び盛岡駅方面からのアクセスを高めるための歩道整備等のほか、もりおか歴史文化館及び前庭整備の実施が計画されている。

#### ⑥盛岡市中心市街地活性化計画（商工課 計画期間：平成20年度～平成24年度）

中心市街地は経済活動の中心として、また、自然や歴史などの面から「まちの顔」とも言うべき重要な地域であり、現在進行しつつある衰退傾向を食い止める必要性がある。

中心市街地の活性化に向け、交流人口の増加を図り、回遊性を高めるため、中心市街地が抱える課題の解決に向けて対応しながら、盛岡の優位点である、住みやすさ、自然の豊かさ、個性ある芸術文化、盛岡広域の中心や北東北の交流拠点性をさらに充実・発展させる必要がある。

本計画でまちづくりの方向性を示すことで、中心市街地への民間投資を促進し、更なる中心市街地の活性化を図ることも可能とされ、基本方針の一つに「盛岡の歴史や文化に触れる中心市街地」とあり、「盛岡ならではの歴史性・文化性の向上と情報発信」が中心市街地活性化に係る目標の一つとされている。

#### ⑦盛岡市観光推進計画（観光課 計画期間：平成20年度～平成26年度）

本市の観光に関する施策の方向性とまちづくりビジョンを示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにしたものである。

施策の方向性を「歩いて楽しむまち、個性豊かな観光文化都市」とし、歴史的まちなみ、建造物、蔵、史跡等を観光ポイントとして整備推進することとしている。

特に盛岡城跡については石垣のライトアップ、各種イベントの開催等、市街地中心部の観光拠点としての位置づけがなされている。

#### ⑧盛岡市景観計画（景観政策推進事務局 平成 21 年 3 月策定）

昭和 59 年度に策定した都市景観形成ガイドラインによる景観施策を継承・発展させ、歴史や文化を大切にした「潤いと彩りのあるまちの風景づくり」を目標像に、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現していくこととしている。

この目標像を実現するため、「ふるさとの山の眺望を大切にした風景づくり」、「歴史と伝統が息づく風景づくり」など 5 つのテーマを掲げ、盛岡固有の景観を守り、創り、育てる施策を展開していくこととしている。

盛岡城跡については、景観形成重点地域の歴史景観地域「盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」、街路景観地域「市街地の幹線道路」に指定されている。

また、盛岡城跡からの眺望の確保については、史跡地の周辺及び隣接地が一体となって歴史的雰囲気形成するものと位置づけ、山並み眺望として、「岩手公園からの岩手山眺望領域」「岩手公園からの南昌山の眺望領域」の確保が位置付けられている。（102 頁第 35 図参照）

#### ⑨お城を中心としたまちづくり計画（公園みどり課 平成 21 年 10 月策定）

城下町盛岡の原点であり、市街地の核であるお城（盛岡城跡）を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備との調和のもとに、お城の風格や城下町の情緒等地区の特性を活かした総合的なまちづくりを通して、都心の魅力を高め、地区の活性化を促す目的とするものである。

計画の対象地区を史跡指定地及び都市公園範囲を「史跡・公園エリア」、盛岡城跡を中心とした概ね直径 1 km を「お城周辺エリア」として、エリア毎にまちづくりの具体的な実施計画を推進しようとするもので、当計画については、盛岡城跡公園（岩手公園）の整備計画、櫻山神社参道地区（盛岡城下曲輪部分）の方向性の検討も位置付けられており、本計画の実現化方策の一環として史跡保存管理計画の策定も位置付けられている。

#### ⑩盛岡市都市計画マスタープラン（都市計画課 平成 22 年 3 月改訂）

市町村の望ましい都市像をまちづくりの目標とし、住民参加のもとに策定される都市計画の基本方針となるもので、全体構想と全 15 地区の地域別構想により構成されている。

盛岡の財産である自然や歴史を維持あるいは活用することで次世代へ継承していくことを基調とした上で、都市の賑わいや活力を高め、人や環境にやさしいまちづくりを目指すものとしている。盛岡城跡については、当計画において地域別構想のうち中心地区に含まれている。

#### ⑪盛岡市緑の基本計画（公園みどり課 平成 22 年 12 月改訂）

都市公園の整備や公共施設の緑化をはじめ、民有地の緑化や緑化意識の高揚などのソフト施策を含めた総合的な計画であり、本市が進める「恵まれた自然と共に生き、互いにささえあう健康福祉都市」を、緑の政策面から推進していこうとするものである。



盛岡城跡公園（岩手公園）は、「盛岡の歴史に触れ合える緑地」とされ、盛岡らしい歴史と風土を感じられる景観を構成する緑地、岩手山を望む緑豊かな視点場として位置づけられている。

#### ⑫盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画（歴史文化課：平成 22 年度策定）

「基本構想」については、盛岡市内の文化財について、文化財と地域との関係や自然環境、背景を含めて総合的把握を行い、歴史性や地域性を活かしたまちづくり、地域づくりを目指すことを目的としている。

「保存活用計画」については、歴史文化基本構想に基づき、関連文化財群の内容を明確にして、歴史文化保存活用区域を設定し、市内に多く所在する文化財を保存活用し、まちづくりにつなげていくことを目的としているものである。

当構想及び計画においては、城下町の中心であり、城下町形成の原点であった史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）を中核として、中心市街地に分布する文化財の保存と活用を図ることとし、隣接するもりおか歴史文化館については、盛岡城跡や城下町そのものを野外展示、歴史文化館を屋内展示としてとらえ、史跡盛岡城跡や城下町などの保存活用の拠点施設として位置付けることとしている。

#### ⑬盛岡市環境基本計画（環境企画課 計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）

環境施策の計画的な推進や、市・事業者・市民の連携と協力で環境の保全と創造の取り組みを進めようとするもので、「めざす環境像」「市の環境施策の基本的方向」「事業者・市民が環境に配慮する上での指針」などを示し、環境行政のマスタープランとしての役割を担うもの。

美しい景観のまちなみや眺望、歴史的・文化的遺産など人にうるおいや安らぎをもたらす環境の保全と創造を目指すとして、史跡盛岡城跡も保全されるべき対象と位置づけられている。